

林業事業体名簿

注：「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

注1：「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2：「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

[illegible]

技術者・技能者数								
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設オペレーター	技術士	技能士	林業技士	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1：フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2：森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3：森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための国または県の研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4：技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5：技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6：林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

実施事業の成績評価結果			
区 分	民有林事業		国有林野事業
	県営	補助	
評価件数	件	件	件
最高点	点	点	点
最低点	点	点	点
平均	点	点	点

その他情報
（例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況)、指名停止処分等の状況等）

（記載要領）

- 1 様式1の記載要領に準じて記載すること。
- 2 認定事業主の場合、認定事業主の欄に○を記載すること。